

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年3月まで
昭和42年3月に元夫がA市区町村B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私がA市区町村から郵送される納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金保険加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和49年度の保険料納付状況欄には、「現5.3」の記載があり、これは、国民年金保険料が1975年（昭和50年）3月に現金で納付されたことを表している。しかし、49年度の保険料を昭和50年3月に納付することは現年度納付に当たることから、特殊台帳に記録されることは不自然であり、このことについて、社会保険事務所は、48年度分の保険料を50年3月に過年度納付された可能性があるとしており、申立期間のうち、48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付されたものと推認できる。

2 一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月1日に払出し（国民年金手帳は昭和50年3月12日に発行）されているが、その時点では、申立期間のうち、42年4月から48年3月までの期間については、時効により特例納付を行わない限り国民年金保険料を納付できないところ、申立人は特例納付を行った記憶は無いとしている。

また、申立人は「A市区町村から郵送される納付書により納付していた。」としているが、同市区町村では、「申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式で、納付書の郵送を開始したのは昭和50年4月である。」と供述しており、申立てに不合理な点がみられる。

さらに、申立期間における国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、このほかに申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が当時国民年金保険料を一緒に納付していたとする隣人は故人であり、周辺住民からも申立人が納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月2日から同年8月1日まで
昭和43年4月1日から58年12月31日まで、A事業所で正社員として継続して勤務した。申立期間については、同事業所B出張所に勤務していたと思われるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書、雇用保険被保険者記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、同事業所に継続的に勤務（B出張所に在籍）していたことが認められる。

また、申立人と同時期に入社した2名の同僚は申立人が申立期間にA事業所B出張所で勤務していたと供述しているとともに、申立期間に同出張所で厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和44年1月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料がないことから不明としており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

A事業所と平成17年4月1日から18年3月31日までの雇用契約を結び勤務したが、同事業所における厚生年金保険の加入記録が17年4月から18年2月までとなっており、18年3月が未加入となっている。18年3月分の厚生年金保険料が引き去られている給与明細書があるので、この期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（平成17年分・18年分）、雇用保険の記録及びA事業所の回答により、申立人は、平成17年4月1日から18年3月31日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成18年2月分の給与明細書の記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を平成18年4月1日とするところを誤って同年3月31日として届け出たことにより、納付していないとしている。この結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年3月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根国民年金 事案 264

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 41 年 7 月まで

昭和 37 年 3 月ごろ、夫が私の国民年金の加入手続を行ったはずだ。国民年金保険料は、婦人会が 2 か月ごとに集金して A 市区町村に納付していたので、夫が婦人会の集金担当者に渡していたと思う。また、夫は、当時、金融機関等に勤務しており、その仕事上の立場を考えると、保険料を納付していないとは考えられない。未納保険料の納付督促状等は一度も受け取ったことは無いので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 53 か月と長期間である。

また、申立人自身は国民年金の保険料納付に関与しておらず、これを行っていたとする申立人の夫の記憶もあいまいであり、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付状況は不明となっている。

さらに、申立人は、国民年金保険料を婦人会が 2 か月ごとに集金していたと供述しているところ、当時、A 市区町村で国民年金の業務を担当していた職員は故人となっている上、現在の担当者も、「申立期間当時、納付組織が国民年金保険料の集金を行っていたことは確かであるが、その納付組織の中に婦人会が入っていたかどうかは不明である。」と供述しており、当時、婦人会が国民年金保険料の集金業務を行っていたことが確認できない。加えて、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言等も得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から50年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間①について、私は学生だったので、両親が国民年金保険料を納めてくれており、その両親は、この期間、保険料が納付済みとなっている。

申立期間②については、昭和58年4月にA市区町村に転入した際に、私が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、A市区町村役場で納付していた。61年4月に私が国民年金第3号被保険者となった際、夫と「保険料を納付する必要が無くなって良かった。」と話した記憶がある。

申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらの加入手続等を行ったとする申立人の父は故人であり、申立人の母も記憶していないとしていることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明となっている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、このほかに申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②に係る国民年金保険料の納付方法について、申立人は、当初、「毎月、A市区町村役場で納付した。」と申し立てているが、A市区町村の当時の担当者は、「申立期間当時は3か月ごとに、原則として納税組合を通じて保険料を^{そご}集金していた。」と供述しており、齟齬がみられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和53年4月4日に国民年金に任意加入し、58年4月6日に資格喪失していることが確認できるところ、

A市区町村の当時の担当者は「当時、国民年金に任意加入している者の被保険者資格の喪失手続は、被保険者本人からの申出があった場合か、又は厚生年金保険への加入が明らかとなった場合のいずれかに限られていた。」と供述していることからすると、申立人の58年4月6日資格喪失に係る手続は申立人自身が行ったものと推認される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や関係者の証言等はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月9日から35年11月5日まで
② 昭和37年10月1日から38年3月8日まで

私は、昭和34年3月にA社に入社後、43年5月まで継続して勤務した。当時、同社で現場の職長をしていた父から、「入社後の4年間は厚生年金保険に加入しているはずだ。」と聞いていたにも関わらず、その4年間のうち、昭和35年11月5日から37年10月1日までの期間のみ厚生年金保険に加入し、その前後の期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する「職員従業員名簿」によると、申立人は、昭和34年3月に同社に入社し、35年11月5日に職員又は従業員として正規に採用されたことが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録は無く、当時、A社で申立人と同じ職種であった複数の同僚は、「入社後は試用期間があり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、同僚の厚生年金保険の記録から入社数か月から2年数か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A社は「職員従業員名簿」のほかに、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できる資料等はなく不明としている。

このほか、申立期間①について、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、A社が保管する「職員従業員名簿」及び雇用保険被保険者記録から、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和35年5月15日から36年2月1日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚22人のうち、20人が申立人と同日の37年10月1日に被保険者資格を喪失している。このことについて、当時の事務担当者は同社が同年10月1日に、健康保険を政府管掌健康保険からB国民健康保険組合に変更した際に、従業員の多くを同組合の第二種組合員として扱い、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたと供述している。

また、同僚の一人は、昭和37年10月1日にB国民健康保険組合の第二種組合員になったことを記憶しており、病気で入院した際に同組合の第一種組合員に変更する旨の説明を同社から受け、これを契機に厚生年金に加入したと供述している。さらに、この同僚の給与明細書から、同日から同組合の第一種組合員に変更するまでの間は、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。もう一人の同僚も、同日から厚生年金保険の加入記録は無く、婚姻の際に同組合の第一種組合員に変更する旨の説明を同社から受けており、これを契機に厚生年金に加入したと供述している。

このほか、申立期間②について、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 246

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 18 日から 55 年 8 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、私が A 事業所で勤務していた当時の標準報酬月額は 11 万円とされている。

しかし、A 事業所を退職した後に勤めた事業所では、短時間勤務であったにもかかわらず、標準報酬月額が 13 万 4,000 円もあったことからすると、午前 8 時から午後 5 時まで B 職種として勤務していた同事業所における標準報酬月額は 14 万円以上であると思われるので、同社の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、その後に勤務した事業所に比べ低額であると申し立てているが、当該申立てに係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の申立期間に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録に不合理な点は見当たらない。

さらに、A 事業所に勤務した同僚 8 名のうち C 職種の 1 名の者を除いた 7 名の者は B 職種として勤務しており、標準報酬月額は、申立人と同額もしくはこれより低い標準報酬月額となっていることから、申立人の標準報酬月額が低額であるとまではいえない。

加えて、A 事業所は平成 17 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は当時の関係資料は無く、申立人の当時の標準報酬について不明であるとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。